

三芳町立上富小学校
いじめ防止基本方針



三芳町立上富小学校

目次

はじめに.....

第1 上富小学校基本方針の策定.....

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項.....

1 いじめの防止等のために本校が実施する施策.....

(1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

(2) 本校におけるいじめの防止等に関する措置.....

(3) 本校におけるいじめ防止に係る年間活動計画.....

2 重大事態への対処.....

(1) 重大事態への対処の流れ.....

(2) 三芳町教育委員会又は本校による調査.....

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項.....

はじめに

本校では、「いじめは児童の健全な発育を阻み、かけがえのない人権をも侵害する重大な問題であり、絶対に許されるものではない。どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる。」という認識の下に、いじめを児童の生活の観察やアンケート等により早期発見し、「いじめ対応マニュアル」を策定し全職員の力をひとつに早期対応に努め、関係機関等との連携を図り問題解決に取り組んできた。

三芳町立上富小学校いじめの防止等のための基本的な方針（以下「上富小学校基本方針」という。）は、これらの対策を更に実効的なものとし、児童の尊厳を保持する目的の下、町・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定、三芳町いじめのないまちづくり条例に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

第1 上富小学校・いじめ防止基本方針の基本的な方向に関する事項

本校は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針又は県の基本方針を参酌し、三芳町いじめのないまちづくり条例、三芳町いじめ防止等のための基本的な方針をふまえ本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

上富小学校基本方針では、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、上富小学校基本方針が、本校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、PDCAサイクルの下、必要に応じて見直しを図っていく。

1 目的

本基本方針は、いじめ防止対策基本法、三芳町いじめのないまちづくり条例、三芳町いじめ防止等のための基本的な方針をふまえ、いじめの問題への対策を学校・保護者・地域総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにし、学校・地域全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会を実現することを目的とする。

2 いじめの定義(条例第2条より)

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

【いじめの態様】(国の基本方針より)

- ・冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことを書き込みされる など

3 いじめ防止等の対策に関する基本理念(条例第3条より)

- (1)いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2)いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめを絶対に許さないという強い信念の下、主体的にいじめの問題を解決する実践力を身に付けた児童等の育成を目指して行われなければならない。
- (3)いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、地域、保護者及びその他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

【いじめの理解】

- ・いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。
- ・いじめは、人権侵害であり、人として絶対に許されない行為である。
- ・いじめは、子どもが被害者にも加害者にもなりうる場合がある。
- ・いじめは、見ようとしなければ見えない行為である。
- ・いじめは、いじめられる側にも問題があるという考え方では解決できない。
- ・いじめは、加害者、被害者の二者の関係だけでなく、観衆、傍観者の存在など集団全体に関わる問題である。
- ・いじめは、学校、家庭、地域が一体となって取り組むべき問題である。

- ・いじめは、いじめに関わった全ての人の将来にわたって影響をもたらすものである。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために本校が実施する施策

(1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

本校は、本校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「上富小学校いじめ問題対策委員会」（以下「問題対策委員会」という。）を設置する。

① 構成員

本校の生徒指導委員会を母体とし、管理職、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、ブロック長、養護教諭を充て、個々の事案により、該当児童の学級担任が参加する。また、必要に応じて、三芳町教育委員会に指導主事の参加を要請する。

② 役割

ア 取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。

イ いじめの相談・通報の窓口となる。

ウ 情報の収集と記録、共有を行う。

エ いじめの疑いに係る情報があった時の対応を組織的に実施するための中核となる。

オ 実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となる。

③ 開催

- ・生徒指導職集の中で全職員参加して、月1回開催する。なお、いじめ事案が発生した時は、緊急で開催する。

④ 報告・連携

- ・いじめが起きた場合には、三芳町いじめ防止対策推進委員会へ報告すると共に連携を図った取り組みを実施する。

(2) 本校におけるいじめの防止等に関する措置

本校は、教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

① いじめの未然防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめの未然防止に取り組む。未然防止の基本として、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、集団の一員としての自覚や自信を育むことに

より、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。更に、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(ア) 教員の資質向上のための取組

- 年度当初の職員会議において全職員で「上富小学校いじめ基本方針」を確認する。
- 年度当初に、生徒理解のための研修会を実施する。
- 校内研修においてソーシャルスキルの研修会を実施する。
- 夏季研修会に生徒指導研修を設け、いじめの早期発見・早期対応について、共通理解を深める。

(イ) いじめを生まない学校・学級づくりのための取組

- 6月の学校公開日（土曜日）において、全学級道徳の授業を公開する。
- 「彩の国道徳」の活用を位置付けた本校の道徳指導計画に沿って自己肯定感等の心の育成を図る。
- 年3回（7月・9月・2月）、児童会の「あいさつ運動」を実施する。
- 6月に児童会で「いじめ撲滅宣言」の運動を実施する。全校児童が個々にいじめを撲滅することを決意・宣言（表現）する。
- 人権感覚育成プログラムを活用した授業を年2回実施する。
- 外部から指導者を招聘し人権教育講演会を1月の学校公開日に高学年及び保護者等を対象に実施する。
- 総合的な学習の時間等に地域の方々の作業支援・指導に支えられ全学年が「とめっ子農園」を活用し、農業体験活動を実施する。（春・秋蒔き作物）

(ウ) 保護者同士のネットワークづくり

- P T A緑化推進委員会が中心となり、地域の方や保護者が種から育てた苗を年2回（6月、11月）花壇の花の植え替えを保護者と全校児童で実施し、親子や保護者、地域の方との交流を図る。
- P T Aの地区委員長（1・2・3区）が中心になり、3地区合同の地区懇談会を必要に応じて実施する。

(エ) インターネットを通じて行われるいじめの防止

- 第5学年の学級活動に位置付け、情報セキュリティ講演会を関係機関の協力を得て実施する。
- 第5学年の情報セキュリティ講演会を授業参観時に実施し、懇談会の話題に設定し、保護者の意識啓発を図る

② 早期発見

本校は、全職員が、児童のささいな変化に気付き、いじめによって重大事態にいたらないように、児童の現状を全職員で情報共有し、情報に基づき速やかに対応するため、全職員が以下の取組を実践する。

○「学校生活に関するアンケート」を年6回行い、児童の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。

○ 教育相談日を学期1回（6月、9月、1月）実施する。

○「保護者対象いじめアンケート調査」を年1回（10月）実施する。

③ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断したり、一部の教職員で抱え込んだりすることが無いよう、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

（ア） いじめている児童への指導

（彩の国生徒指導ハンドブック「New I's」 埼玉県教育委員会 HP を参照）

いじめの内容や関係する児童について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

（イ） いじめられている児童への支援（「New I's」 参照）

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

（ウ） 周りではやし立てる児童への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

（エ） 見て見ぬふりをする児童への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。

（オ） 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ・見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・道徳教育の充実を図る。
- ・特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

（カ） 他校の児童が関わるいじめに関する対応

本校の教職員が、いじめに係る相談等において他校の児童が関わるいじめの事実が

あると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。

(キ) 三芳町教育委員会への報告

法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を三芳町教育委員会へ速やかに報告する。

(ク) いじめの情報を得た場合には、上富小学校いじめ対応マニュアルのように対応する。

(3) いじめに対する措置

- ① スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置及び相談員の派遣による教育相談体制を図る。
- ② 教育相談に係る研修を充実させ、教職員の教育相談技能の向上を図る。
- ③ 問題を抱える児童の生活環境等の課題解決を図るため、スクールソーシャルワーカーとの連携を図る。
- ④ 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。

(4) その他

- ① 法第23条第2項の規定による場合は、教育委員会への報告を行う。教育委員会の支援が必要な場合には、教育委員会との連携の下、必要な措置を講じ、当該報告に係わる事案について必要な調査を行う。
- ② 教育委員会との連携で、いじめを行った児童の保護者に対して、学校教育法第35条第1項の規定に基づき当該児童の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童その他の児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。
- ③ 教育委員会との連携からの指導・助言を受け、学校評価等でいじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応を促し、児童や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて改善に取り組む。

(5) 学級経営、学習指導の充実

【教師の言動・姿勢】

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図られるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

- ・ 子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの出すサインを、あらゆる機会を捉えて逃さない。
- ・ 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生するという危機意識を持って当たる。

- ・いじめられている子どもをまもり通すことを最優先に指導・支援する。
 - ・教師は、日常の教育活動を通して常に子どもとの信頼関係の醸成に努める。
- いじめに関する事例を分析してみると、教師が直接・間接にいじめを生み出している場合がある。教師がいじめの発生に関わっている場合として、
- 教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合
 - 教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
 - 教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合
- などがあることに留意する。

【学習指導】

学業不振やその心配のある子どもは、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。

逆に、子どもが学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができる。

つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

また、道德教育や人権教育の充実、読書活動や体験的活動の推進により、お互いの人格を尊重する態度や他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育む。

(6) インターネットによるいじめの防止

- 教育活動全体を通して、家庭・地域との連携を図りながら、情報モラル等の育成を図る指導を意図的、継続的に実施する。
 - 情報手段の適切かつ主体的、積極的な活用を図る講習会を実施し、保護者の参加も募る。
 - 情報モラル教育に関する教職員研修の実施や指導資料の開発、保護者への啓発資料の作成・配布に努める。
 - PTAと連携し携帯電話やスマートフォン等の使用についてのルール作りを行う。
- ネット上のいじめへの対応
- ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直に削除する措置をとる。
 - 必要に応じ、警察や法務局等と適切な連携を図る。

(7) 保護者・地域等の役割

(1) 規範意識の醸成

子どもがいじめを行うことのないよう、家庭で話し合い、子どもにいじめは許されない行為であることを十分に理解させるとともに、規範意識を養う指導に努める。

(2) いじめからの保護

日頃から子どもの変化に目を配り、子どもが被害を受けたときは、適切に保護する。

(3) 町や学校等が行ういじめ防止等の取組への協力

学校と家庭の連絡、相談を密にし、町や学校などが行う、いじめ防止等の取組に協力する。

(4) 社会全体での見守り

地域において児童等に対する見守り、声かけ等を行うとともに、児童等が心身ともに健全に安心して過ごすことができる環境づくりに努める。

(5) いじめの通報

いじめを発見し、又はいじめの疑いがあると認めた場合には、町及び町立学校に相談、通報又は情報提供をするなど、学校等が行ういじめの防止等の取組に協力するよう努める。

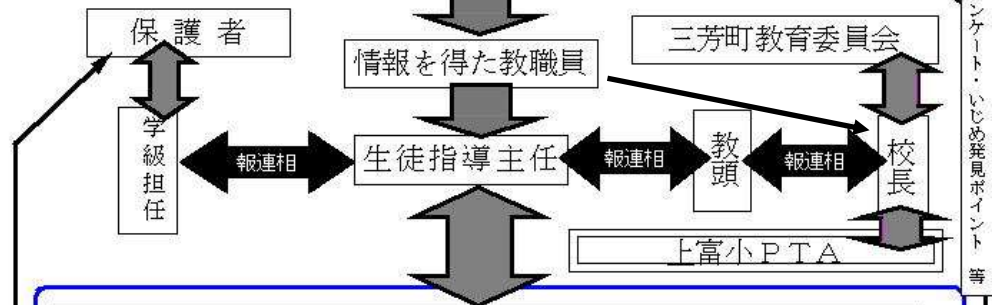
上富小学校いじめ対応マニュアル(全体図)

三芳町立上富小学校 いじめ対応マニュアル

重大な事態に
いたらないよう！

学校・家庭・地域社会からの児童の気になる情報
いじめアンケート・いじめの発見・疑わしい事象の発見

児童アンケート・いじめ発見ポイント等



いじめ問題対策委員会

【構成メンバー】

○校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 学級担任 養護教諭 スクールカウンセラー

【目的】

○学校組織としていじめを根絶するために招集し、担任をサポートし早急に事態の解決を図る
○関係機関との連絡窓口、全職員の役割分担などの連絡調整し組織の核として指導にあたる。

事実の確認

早期対応

生徒指導職集

いじめがあった

- ① 事実の概略の確認
- ② 情報の共有化のための情報発信
- ③ 人間関係・家庭環境の調査・確認
- ④ 関係職員を含めた指導体制に確立
(各職員の役割分担)
- ⑤ 事案解決までのプロセスの提示

いじめがなかった

- 細心の注意をはらい、児童を継続観察する。
- 随時、管理職への経過報告・相談等を行う。

いじめにあった児童等への対応

- 悩みに寄り添い、共感する
- かけがえのない一人という視点で自信と所属感を育てる
- 保護者への連絡を密にする
- 事案によって関係諸機関との連携を提案する
- 担任一人で解決しようとすることがマイナスになる可能性があることを十分に理解し学校組織で児童を守り育てる

いじめをおこった児童等への指導

- 事案に至った経過を確認する
- 行った行為に対して、毅然と指導する
- 保護者への連絡を密にする
- 事案によって関係諸機関との連携を提案する
- 正しいこと、誤っていることを明確にし同じ過ちを繰り返さないよう継続的に指導する

傍観者的な児童への指導 ○いじめの事実を伝えることは、辛い立場にあるものを救うことであり、人権と命を守る立派な行為であること

留意点・総括

- いじめをおこった児童、受けた児童等へ継続的にカウンセリングを行う。
- 「いじめがいじめを生む」こととならぬよう、両者への継続的なはたらきかけを行う。
- 指導方法や事後の様子などをまとめ、事例化する。

再発防止策
の
検討・実施

関係機関 三芳町教育相談室 児童相談所 警察署 民生児童員 等

(3) 本校におけるいじめ防止に係る年間活動計画

	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年
4 月	・「上富小学校基本方針」策定（職員会議） ・新年度いじめ防止基本方針における取組策定（生徒指導職集）					
5 月	・「楽しい学校生活のために」5 月アンケートの実施（児童対象） ・教育相談日の実施 ・人権作文の取組（2 学年～6 学年）					
6 月	・生活目標「友だちの良さをみつけよう」にあわせ、「いじめ防止教育の実施」 ・児童会によるいじめ撲滅宣言発表 ・学校公開日（土曜日）の道徳授業公開（全学級） ・人権標語の取組（5 学年） ・教育相談日の実施					
7 月	・「楽しい学校生活のために」7 月アンケートの実施（児童対象） ・学校運営協議会において基本方針の協議 ・「学校いじめ防止基本方針」1 学期評価・改善検討（生徒指導職集） ・あいさつ運動の実施					
8 月	・いじめの防止及び早期発見・早期解決に係る校内研修会の実施 ・人権教育研修会の実施					
9 月	・あいさつ運動の実施 ・「楽しい学校生活のために」9 月アンケートの実施（児童対象） ・教育相談日の実施					
10 月	・保護者対象いじめアンケート調査					
11 月	・「楽しい学校生活のために」11 月アンケートの実施（児童対象）					
12 月	・情報セキュリティ講演会（5 学年：授業参観懇談会） ・「学校いじめ防止基本方針」2 学期評価・改善検討（生徒指導職集）					
1 月	・「楽しい学校生活のために」1 月アンケートの実施（児童対象） ・人権教育講演会の実施：4・5・6 学年対象（学校公開日に予定） ・教育相談日の実施					
2 月	・あいさつ運動の実施					
3 月	・「楽しい学校生活のために」学年末月アンケートの実施（児童対象） ・今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討（いじめ防止委員会） ・今年度の成果・課題の検討及び新年度の取組を検討（生徒指導職集） ・「学校いじめ防止基本方針」年間評価及び公表					

2 重大事態への対処

(1) 三芳町教育委員会又は本校による調査

① 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態の意味について

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

○児童が自殺を企図した場合

○身体に重大な傷害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合

○精神性の疾患を発症した場合 等

イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。

ウ その他の場合

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

(イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校は三芳町教育委員会へ、事態発生について報告する。

(ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに三芳町教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと三芳町教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、三芳町教育委員会のいじめ防止対策推進委員会において調査を実施する。

本校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、三芳町教育委員会との連携を図りながら実施する。

(エ) 調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、問題対策委員会を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

本校が調査の主体となる際には、三芳町教育委員会のいじめ防止対策推進委員会の委員等の協力について相談する。

(オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、三芳町教育委員会のいじめ防止対策推進委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

ア いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童から可能な限り聴き取った上で、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である。（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。）

いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

イ いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(カ) 自殺の背景調査における留意事項

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、

遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当

することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「児童の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

ア 背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともにできる限りの配慮と説明を行う。

イ 在校児童及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

ウ 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、本校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

エ 詳しい調査を行うに当たり、本校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。

オ 調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

カ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。

キ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

ク 本校が調査を行う場合においては、三芳町教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。

ケ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、児童の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

また、彩の国生徒指導ハンドブック「New I's」の「p 52～」も参考にする。

(キ) その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷付き、本校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

② 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任本校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、本校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

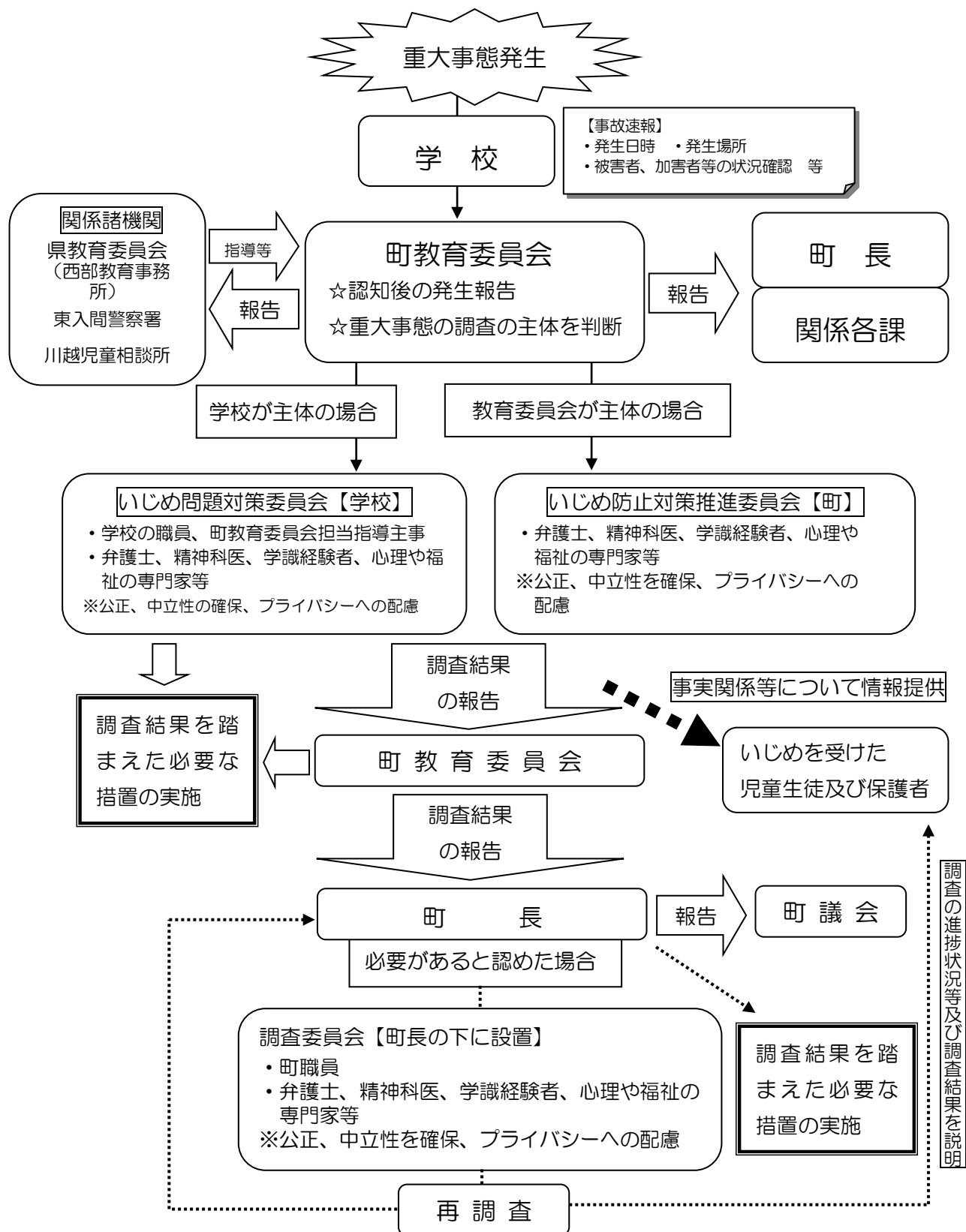
また、本校が調査を行う際、三芳町教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

(イ) 調査結果の報告

調査結果については、教育委員会に報告する。

上記（ア）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて教育委員会に送付する。

重大事態への対処の流れ



第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、問題対策委員会において毎年度、上富小学校基本方針にある各施策の効果を検証し、上富小学校基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

(1) 構成員

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主任

(2) 時 期

- ・3月

(3) 内 容

- ・施策、年間活動計画、いじめ対応マニュアル
その他、検討が必要な箇所